

# 大月市の景観形成基準の運用 (移動通信用鉄塔等)

## 趣旨

本市における移動通信用鉄塔等の新築及び増改築については、市景観計画で定める景観形成基準により、移動通信用鉄塔等を工作物と位置づけ、届出制度を設ける中で対応してきましたが、移動通信用鉄塔等の新設の急増に伴い、計画内で定める基準では対応が難しい場合があります。

このため、より一層の美しい景観づくりの推進に向け、審査基準を明確にするために、「山梨県景観条例に基づく大規模建築物等の景観形成基準の運用（移動通信用鉄塔）」に準じて、本基準を策定しました。

本基準の策定・公開により、移動通信用鉄塔等の立地や構造等の検討を円滑に進めることを目標とします。

## 事前相談

大月市景観条例第12条に基づき事前相談をすることができる規定がありますので、円滑な景観行政推進のため、移動通信事業者におかれましては、事前相談への協力をお願いします。

## 景観形成上重要な地域や場所

本基準中の「景観形成上重要な場所」とは、

- 大月市景観計画に掲載されている「自然的景観資源」「歴史的景観資源」「都市的景観資源」
- 大月市景観条例により指定された各ゾーン及び重点地区
- その他、閑静な住宅地並びに観光地の周辺

## ■位置

- 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること。
- 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。
- 行為地が山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とすること。
- 行為地が景観形成上重要な場所については、主要な眺望場所からの眺望を著しく妨げることのないよう特に配慮すること。

○優れた景観を有する山岳等の近傍にあつては、これらの稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮すること。

- ・ 稜線上への鉄塔建設は認めないものとする。
- ・ 稜線上に建設しない場合であっても、稜線を乱さないように位置及び高さについて配慮するものとする。
- ・ 景観上重要な地域では、主要な視点場から見て鉄塔が稜線を乱す位置及び高さとなる鉄塔建設は認めないものとする。

○神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

- ・ 歴史的資産への主要な視点場において、当該歴史的資産と鉄塔が重ならないこと。
- ・ 歴史的資産及びその周辺との景観の調和により、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

1) 国道、主要地方道及び鉄道にあつては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむをえない場合や移動通信鉄塔等が目立たない場合を除く。

### ◆鉄塔式の場合

$$L \geq H$$

L：道路から移動通信鉄塔等までの距離（m）

H：移動通信鉄塔等の高さ（m）

### ◆鋼管及びコンクリート柱の場合（スリム鉄塔式を含む）

$$L \geq H / 2$$

L：道路から移動通信鉄塔等までの距離（m）

H：移動通信鉄塔等の高さ（m）

※スリム鉄塔式とは、上下同一断面の鉄塔で、鋼管柱型と同断面程度のもの。

※高速道路、自動車専用道路は上記の倍の距離をとるものとする。

※Lは、道路の端部（側溝等の外側）から鉄塔等の外面までの距離とする。

- 2) 県道、市道等にあつては、次の位置に設置するものとする。但し、地形条件等やむを得ない場合や移動通信鉄塔等が目立たない場合を除く。

◆鉄塔式の場合

$$L \geq H / 2$$

L：道路から移動通信鉄塔等までの距離（m）

H：移動通信鉄塔等の高さ（m）

◆鋼管及びコンクリート柱の場合（スリム鉄塔式を含む）

$$L \geq H / 4$$

L：道路から移動通信鉄塔等までの距離（m）

H：移動通信鉄塔等の高さ（m）

- 既存の樹木がある場合には、これをできるだけ修景に生かすように配慮すること。  
既存の樹木がある場合には、道路等から見える樹木をできるだけ残すことにより、樹木による自然な遮へい効果により、鉄塔や機器、フェンス等をできるだけ見えないようにすること。

## ■形態意匠

- 周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感の軽減に努めるなど、周辺の景観との調和に配慮すること。

1) 高さ

- 必要最小限の高さとする。やむを得ない場合を除き原則30m以下とすること。

- 景観上重要な地域に設置する場合は、広いエリアをカバーするような大規模な鉄塔は出来る限り避け、小規模な鉄塔による分散化等、景観への影響がより小さくなる手法を検討すること。
- 建物等の屋上に設置する場合は、建築物の形状や建築物の背後の景観を極力損なわないように配慮し、必要最小限の本数とすること。

## 2) 形状

- 形状は鋼管柱型もしくはスリム鉄塔式を標準とする。なお、やむを得ず通常の鉄塔式で認めるのは、山林内に隠れ景観に影響がない場合や、施工条件の問題で通常の鉄塔式でなければ建設が不可能であり、かつ、景観に問題が生じない場合とする。ただし、周辺の景観の状況等によっては、他の形状を検討してもよいものとする。

## 3) 共同化

- 同じ地点から複数の鉄塔が見えることのないように、他事業者の鉄塔との共同化に努めること。共同化することが技術的理由等により不可能な場合に限り、やむを得ず新設することを認めるものとする。
- 事前相談までには、他の移動通信事業者に共同建設又は共架の意向確認を行うものとし、共架意向がある場合、将来、他事業者からの要請に応じて共同化の対応が可能な構造とするよう配慮すること。なお、共同化の意向がない場合は単独建設を認めるが、その場合、原則として以後3年間は周辺(半径500m)に新たな移動通信鉄塔の建設を認めないものとする。
- 共同建設又は共架を行う場合には、単独建設に比べ鉄塔の規模や強度を考慮する必要があることから、本運用の内容によらず別途個別に協議を行うことができるものとする。

## ■ 色 彩

○ 派手な色彩及び明暗の度合いの強い色彩とせず、できるだけ落ちついた色彩を基調とし、周辺の景観との調和に配慮すること。

- 1) 鉄塔の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。

鉄塔(アングル鉄塔) 【高さ20m~50m程度】

- ・ 亜鉛メッキのリン酸処理 (N4.5)
- ・ 亜鉛メッキ+塗装 (※こげ茶) ----- 自然公園法エリア、大月市景観条例に基づく景観資源(ゾーン)または、景観上重要な地域の場合

#### 鋼管柱 【高さ15m～30m程度】

- ・亜鉛メッキのリン酸処理 (N4.5)
- ・亜鉛メッキ+塗装 (※こげ茶) -----自然公園法エリア、大月市景観条例に基づく景観資源(ゾーン)または、景観上重要な地域の場合

#### コンクリート柱 【高さ15m～20m程度】

- ・コンクリート色 (N7)
- ・こげ茶 (※) -----自然公園法エリア、大月市景観条例に基づく景観資源(ゾーン)または、景観上重要な地域の場合

- 2) 設備機器類の色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。  
設備機器類は、鉄塔の配色に合わせることを基本としつつ、鉄塔が亜鉛メッキの場合であってもこげ茶が馴染む場合は選択する。

鉄塔が亜鉛メッキ (リン酸処理)、  
コンクリート色の場合 ----- 低明度灰色 (N5程度)

鉄塔が塗装(※こげ茶)の場合 ----- こげ茶 (※)  
なお、やむを得ず上記以外の色を選択する場合は、設備機器類を遮へいするため生垣等の設置を行うこと。

- 3) フェンスの色彩は以下を基本としつつ、周辺景観との調和に配慮すること。  
色彩は樹木の緑に馴染むようこげ茶 (ダークブラウン) を基本としつつ、周辺の状況からグレー又は亜鉛メッキを選択する。

※ こげ茶は 10YR 2/1 程度で、つや消しのものを標準とする。  
(参考) 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン (H16.3) こげ茶は 10YR 2/1

## ■緑化

- 敷地内においては緑化に努めること。
- 大規模建築物等が周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に努めること。

- 景観上重要な地域に設置する場合で、周辺に樹木等が無い場合は、生垣の設置等、積極的に敷地内の緑化を行うこと。
- 設備機器類の色彩に基準以外の色を選択した場合は、設備機器類を遮へいするため生垣の設置等を行うこと。
- 生垣は、出来る限りフェンスの外側に設置するよう配慮するものとするが、不可能な場合は、フェンスの内側であっても出来る限りフェンスに近い場所の植栽し、徒長枝によりフェンスを隠蔽できるよう配慮すること。
- 緑化にあたっては、地域性を考慮した樹種の選定に努め、適切な維持管理を行うこと。

## ■その他

- 大月市景観条例に掲載されている景観資源等の良好な場所において鉄塔が重ならないこと。
- 神社、寺院、遺跡等の歴史的資産の近傍にあつては、これらに違和感を与えることのないように位置、形態、意匠、色彩及び材料について配慮すること。

## 事前相談で必要な書類

	種 類	縮 尺	明記すべき事項
1	位置図	2,500分の1程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 道路、鉄道（最寄りの主要な道路・鉄道に着色）</li> <li>・ 行為の位置</li> </ul>
2	配置図	200分の1程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 道路、鉄道（最寄りの主要な道路・鉄道に着色）</li> <li>・ 行為の位置</li> <li>・ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高</li> </ul>
3	立面図	200分の1程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 材料</li> <li>・ 色彩（マンセル値、色見本表等で表示）</li> <li>・ 寸法</li> </ul>
4	電波エリア図 （鉄塔が30m を超える場 合）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 方位</li> <li>・ 道路、鉄道</li> <li>・ 行為の位置</li> <li>・ 現在カバーされているエリア（任意に着色）</li> <li>・ 30mで設置した場合のエリア線（青色）</li> <li>・ 申請する鉄塔を設置した場合のエリア線（赤色）</li> </ul>
5	現況写真	サービス版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置位置周辺の写真</li> <li>・ 当該地域において主要な道路、鉄道又は眺望地点とされるような位置から建設地を撮影し、その写真に鉄塔等を赤色で明示したもの。山や構造物等により鉄塔等が見えない場合は、その旨を明記したもの。</li> </ul> <p>（最低2方向以上は用意すること）</p>
6	他社との共架 についての説 明資料等		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既存鉄塔に共架することが不可能であることを説明する書類</li> <li>・ 今回の建設にあたり、他事業者からの共架希望の有無の確認書</li> </ul>
7	完成予定図		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完成後の色彩イメージが分かるもの</li> </ul>

※上記資料はそのまま届出に使用できます。

※事前相談の段階で、その他審査に必要な書類を追加で求める場合があります。

※上記資料が全て整わない時点でも、事前相談に応じることはできますが、届出までには全ての資料が必要となります。